

地域、保護者の皆様に置かれましては、日頃から教育活動全般にわたって子どもたち（幼児・児童・生徒）の安全管理・安全教育の徹底、充実に努めていただくとともに、関係機関と連携を図りながら、事故防止に取り組んでいただいているところです。ご協力に感謝いたします。

さて、夏休みが近づくこの時期は、気持ちが開放的になることに加え、子どもの行動範囲や交友関係も一層広がることから、全国的に暴力行為や家出等の問題行動、花火や火遊びに伴う事故や水難事故など、夏季特有の事故の発生が懸念されます。

これらのことを踏まえ、学校でも子どもが自ら適切に判断し主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を育むための、適時的かつ具体的な指導を行っております。ご家庭や地域で過ごすこの時期には、特に、ご家庭でのお子さんとの約束が大切となります。資料を参考に、ご家庭にあった指導やルール作りをお願いします。

命を大切にする指導及び子どもの安全確保の徹底を図るためのチェックリスト

夏季に向けて、ご家庭におかれましても、「子どもが自ら危険を予測し、安全を確保する資質・能力を育む」適切な指導をお願いします。

I 夏季休業前及び休業中の指導

安全に関する指導

1 熱中症予防

- ☐ 熱中症のリスクの理解や水分の補給について

2 交通事故の防止

- ☐ 路上での遊びや飛び出し、道路を横断する際の危険性について
- ☐ 自転車の安全な乗り方、ヘルメット着用の努力義務や乗車マナーの徹底について

3 夏季特有の危険性の周知と事故防止

- ☐ 水辺における危険性の理解、野外活動における注意点について
- ☐ 火遊びが重大な事故や犯罪につながる危険性があることについて

4 在宅時や外出時の犯罪等の被害の防止

- ☐ 在宅時及び外出時の戸締りや火災予防の徹底と、不審者被害防止に係る啓発、自らの安全を守る行動について

問題行動等に対する指導

5 安全なインターネット・SNS 利用に係る指導

- ☐ ネットモラルの指導及び情報端末の利用に関する家庭のルールづくりの啓発について

6 家出・深夜徘徊・性に関する逸脱行為の防止

- ☐ 家出や深夜徘徊など福祉犯被害や性の逸脱につながる行為の防止について

7 薬物の乱用、喫煙、飲酒の防止

- ☐ 薬物乱用、喫煙、飲酒の未然防止について
- ☐ 早期発見に係る家庭への啓発について

8 校内外の不適切な交友関係の把握と解消

- ☐ 暴力行為等の問題行動や事故等につながる人間関係の把握と未然防止について

9 犯罪行為の防止

- ☐ 窃盗やサイバー犯罪の防止、SNS を介した闇バイト等への加担防止について

10 その他

- ☐ 公共施設等を利用する際のルールやマナーの確認について

■ 1 熱中症予防

- ・屋内外を問わず、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件で熱中症リスクも高まるため、適切に水分補給や休養をとるようにする。また、気温が高くなった場合には、活動前や活動中に定期的に暑さ指数を計測し、暑さ指数に応じた活動にする。
- ・屋外では必要に応じて帽子を着用することや、吸水性・通気性のよい服装を選択する。
- ・喉が渇く前のタイミングや活動前後にも適切に水分・塩分補給するようにする。

■ 2 交通事故の防止

- ・道路を横断する際は、信号機や横断歩道を正しく利用するとともに、青信号で渡る場合であっても、信号の変更直後には横断歩道に車が進入してくることもあることから、必ず立ち止まって左右の安全確認(止まる・見る・聞く・待つ)を行ってから通行する。
- ・路上での遊びや飛び出し、車の直前直後の横断や巻き込み事故等の危険性について、あらゆる機会を捉えて指導する。
- ・自転車に乗車する際には、道路交通法及び北海道自転車条例に準拠した安全な乗り方やヘルメットの着用、駐輪のマナー等について指導する。
- ・自転車等により交通事故の当事者となった場合、直ちに負傷者を救護するとともに警察へ通報するなど適切な対処について指導する。
- ・16歳以上の者で、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を利用する場合は、交通ルールや道路標識・道路標示等について理解するとともに、交通事故防止に十分注意するよう指導する。
- ・地域の交通ルールを守り、通学路の状況を把握するなど、地域の実情を踏まえて、安全の確保に努める。

■ 3 夏季特有の危険性の周知と事故防止

- ・海水浴場以外の海岸や河川では絶対に遊泳しないようにする。水深や水中の様子が不明な湖沼や、水量が多く流れの急な河川等には近づかない。特に中州は、急な増水により水没する可能性があるため絶対に近づかないようにする。
- ・突発的で局地的な豪雨、ダムของ放流等、河川において、急な増水の危険性があることを教える。
- ・海岸及び河口付近には離岸流などの危険性があることや、海水浴や川遊び、釣り、キャンプ、登山等の野外の活動においては、天候の変化に常に注意を払い、ルール等を守って安全に行動する。
- ・花火については、火傷や火災などの危険性があることや人の迷惑にならない時間と場所を

考えて行うようにする。

- ・ライターやマッチを使った火遊び等は、重大な事故や犯罪につながる危険性があることを教える。

■ 4 在宅時や外出時の犯罪等の被害の防止

- ・在宅時における戸締りや来客対応、火災の予防等についての指導を徹底する。
- ・外出時の行き先や帰宅時刻の確認、防犯ブザーの携帯及び動作の確認等、防犯対策について家庭でのルールを徹底する。
- ・知らない人についていけないことや、知らない人の車には絶対に乗らないようにする。
- ・不審者に遭遇した場合は、大きな声を出すなどして周りに助けを求めるとともに、近くの「子ども 110 番の家」や商業施設等に駆け込むことで自ら身の安全を守るよう指導する。また、迅速に警察に通報する。
- ・習い事の帰りなどの遅い時間帯については、帰宅経路などに留意する。

■ 5 インターネット・SNS 利用に係る安全指導

- ・許可無く他者に関する写真や動画を撮影したり、それを第三者と共有したりしないようにする。
- ・誹謗中傷等の書込みや個人情報の掲載をしないこと、見知らぬ人とやり取りしないことなど、スマートフォンや 1 人 1 台端末などの取扱いに関する情報モラルのルールを守る。
- ・自分の裸体等を撮影させられた上、SNS 等を介して送信させられるなどの「自撮り被害」の危険性について指導する。
- ・詐欺や不当請求の被害に遭う可能性やゲームにおける高額課金に悩む可能性もあることから、保護者に相談できる体制づくりをする。
- ・ペアレンタルコントロール等の利用や情報端末の利用に関するルールづくりを進める。

■ 6 家出、深夜徘徊、性に関する逸脱行動の防止

- ・家出や深夜徘徊は福祉犯被害や性犯罪への関与につながりやすいことから、規則正しい生活をするように心がける。

■ 7 薬物の乱用、喫煙（電子たばこ・水たばこを含む）・飲酒の防止

- ・大麻、覚醒剤及び危険ドラッグ、複数の市販薬の不適切な摂取等の薬物乱用や喫煙・飲酒が心身に及ぼす害について、積極的に指導する。特に大麻事犯が若年層に広がっている状況を踏まえ、子どもに考えさせる。
- ・子どもの言動や交友関係、所持品等から、薬物乱用や喫煙・飲酒の問題の早期発見に努め、子どもに心配な様子がある時は学校や関係機関、医療機関に速やかに相談する。

■ 8 校内外の不適切な交友関係の把握と解消

- ・校内外の人間関係を把握し、不適切な交友関係の解消に努め、暴力行為等の問題行動の発生を未然に防ぐ。
- ・無免許運転や暴走行為及びそれらに同乗することや暴走族等との関わりは、交通事故、暴力、恐喝等に巻き込まれる恐れがあることを指導する。

■ 9 犯罪行為の防止

- ・犯罪行為で検挙・補導される子どもの約4割が万引きによるものである。窃盗の行為は常習化しやすく、他の問題行動に発展することもあるため、初期の段階で適切に指導する。
- ・SNS等を介した闇バイトに関わる行動が重大な犯罪になりかねないことや、オンラインカジノは犯罪行為であることなど、子どもが犯罪に加担することがないように指導する。
- ・北海道青少年育成条例で有害がん具に指定されているエアガンや刃物を所持しないこと。

■ 10 その他

- ・各種施設（体育館、児童会館等）や公共の場を利用する際には、ルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけることがないようにする。
- ・駅や地下街、フードコート等のたまり場やカラオケボックス、ゲーム場等においては、問題行動の発生が心配されることから、子どもだけで利用しないようにする。
- ・鉄道施設への立ち入りや線路への置き石等をしないよう指導する。